

神通川堤防調査委員会 規約

（名称）

第1条 本会は、「神通川堤防調査委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、神通川において、堤防決壊等の甚大な被害が発生した場合、原因究明と再度被害を回避する復旧対策等に対する指導・助言を行うことを目的とする。

（検討内容）

第3条 委員会は、第2条の目的のため次の事項を検討する。

- （1）堤防決壊メカニズムの調査等
- （2）堤防復旧工法の検討
- （3）その他委員会で必要と認めた事項

（委員会）

第4条 委員会は、北陸地方整備局河川部長（以下、「河川部長」という。）が設置し、別表に掲げる委員をもって構成する。

（委員長）

第5条 委員会には委員長を置くものとする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員会には委員長代理を置くものとし、委員長の指名によりこれを定める。委員長に事故があるときは、委員長代理がその職を代行する。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、委員長が招集し開催する。

- 2 委員会は、必要と認めるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

（情報公開）

第8条 委員会は公開を原則とするが、その判断は委員会で決定する。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部 河川工事課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行月日)

この規約は、平成27年12月 8日から施行する。

神通川堤防調査委員会 名簿

別表

	氏 名	所 属
委員長	大塚 悟	長岡技術科学大学大学院 教授
委員	宮島 昌克	金沢大学理工研究域 教授
委員	安田 浩保	新潟大学災害・復興科学研究所 准教授
委員	瀧本 裕士	石川県立大学環境科学科 教授
委員	鈴木 洋之	石川工業高等専門学校環境都市工学科 准教授
委員	福島 雅紀	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 室長
委員	佐々木 哲也	独立行政法人土木研究所地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 上席研究員

(敬称略)

※平成30年7月1日 第一回改訂 (委員の変更に伴う改訂)